

北本市市民参画推進条例（案）

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

【項目の解説】

北本市市民参画推進条例は、北本市自治基本条例の理念の下にまちづくりを進めるために必要な条例として整備します。

この条例には、市民参画推進のために必要な事項を定めます。

市民の意見を反映した市政運営を行うために必要な制度等について定める条例です。

2 定義

- (1) この条例で使用する用語の意義は、北本市自治基本条例で使用している用語の意義を準用することを規定する
- (2) アンケート、ワークショップ、附属機関等、市民説明会等この条例で使用する用語のうち、解説が必要な用語を定義する

【項目の解説】

この条例は、北本市自治基本条例の理念の下に定める条例であることから、北本市自治基本条例の用語を準用し、この条例で新たに使用する用語のみを定義します。

3 基本原則

- (1) 市民と行政とが情報を共有する
- (2) 行政は、政策の企画立案時等できるだけ早い時期に市民参画を実施する
- (3) 行政は、市民の自主性を尊重し、市民参画の機会を保障する
- (4) 市民と行政とが相互の役割と責任を尊重して行う

【項目の解説】

行政が市民参画を実施する際には、市政情報を的確に、すべての市民に発信し、実施する時期は、政策の企画立案時等のできるだけ早い段階で実施することが効果的であると考えます。

また、市民参画は強制されるものではなく、また、すべての市民に平等に機会を提供する必要があります。

市民と行政が適切な役割分担と信頼関係のもとに、まちづくりを進める必要があると考えます。

4 市民の役割

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 北本市全体の利益となるよう留意する
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

【項目の解説】

市民の役割は、北本市のまちづくりを担う一員として担うべき役割について規定しています。

北本市自治基本条例の「みんなでまちづくり」、「住民自治」の考え方を念頭にその役割を規定しました。

5 行政の役割

- (1) 情報共有のため、的確かつ迅速に市政情報を提供する
- (2) すべての市民に市民参画の機会を確保し、市民参画の拡充に努める
- (3) 市民の意向を把握し、施策への反映に努める

【項目の解説】

市民参画の推進に当たっては、基本原則にも規定している「情報の共有」を進めることが最重要であり、すべての市民が参画できる機会の確保と更なる市民参画の拡充を図る必要があります。

また、市民参画を実施した際には、そこで得られた市民の意向を市政に反映させるべき行政の努力義務を規定しました。

6-1 市民参画の対象

- (1) 北本市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定または改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定または改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な施設の整備にかかる計画等の策定または変更
- (5) 上記に記載するもののほか、特に市民参画の機会等を確保することが必要と認められるもの

【項目の解説】

この項目では、行政が必ず市民参画を実施しなければならない対象事業を定めています。重要な施策や条例を定める際には必ず市民参画を実施することとしています。

市民検討委員会では、市民参画の対象に予算編成も位置づけることができないかを議論されましたが、現状では市民参画の対象とはせず、今後、市民参画の対象の見直しを図っていくべきとの報告を受けました。条例を見直す際の検討事項と考えています。

6-2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的または経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 行政内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

【項目の解説】

この項目は、「6-1 市民参画の対象」となる業務のうち、例外として市民参画を実施しない業務を規定するものです。

市民参画になじまないもの、法令等の規定により実施しないもの、効率性や費用対効果の面から市民参画を行わない方が適当と判断されるものについては、市民参画を実施しないものとします。

6-3 市民参画を実施しない場合の理由の公表

行政は、市民参画を実施しない場合は、その理由を公表しなければならない

【項目の解説】

「6-1 市民参画の対象」となる業務のうち、「6-2 市民参画の適用除外事項」にあてはまらない業務で、市民参画を実施しない場合、行政は、市民参画を実施しない理由を公表しなければなりません。

7 市民参画の方法

- (1) 附属機関等（附属機関の委員及びこれに準ずるもの）
- (2) 市民説明会
- (3) アンケート
- (4) ワークショップ

【項目の解説】

市民参画の方法と題して、現在、北本市で実施している市民参画の制度を一覧化しました。

パブリック・コメント手続を市民参画の方法のひとつとして整理し、この条例の中に位置づけるという考え方もありますが、北本市では、北本市自治基本条例第20条で「パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める」と規定しているため、単独条例として別にパブリック・コメント手続条例を整備することにいたしました。

8 市民参画の実施

- (1) 上記7 市民参画の方法に記載するもののうち1つ以上を必ず実施する
- (2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、その手続を併用して実施する

【項目の解説】

この項目は、行政に対して、市政運営を行う際に市民参画を義務付ける重要な項目となります。

行政は、政策の企画立案時等できるだけ早い時期に「7 市民参画の方法」に記載されている市民参画の手法のうち1つ以上を必ず実施し、行政案を取りまとめ、議会に議案を提出する前に、その案を市民に公表し、最終的な市民の意見を求めるパブリック・コメント手続を実施することにより、市民の意向を反映した市政運営を行うよう努めます。

9 市民参画手続の公表

- (1) 担当窓口及び市政情報コーナーで閲覧できるものとする
- (2) 『広報きたもと』に掲載する
- (3) 北本市公式サイトに掲載する
- (4) その他有効な手段を使って広報に努める

【項目の解説】

この項目は、基本原則に掲げている情報の共有を担保するための項目です。

市民参画手続の公表については、担当課窓口と市政情報コーナーでの関係資料の閲覧のほか、市の広報紙及び北本市公式サイトに掲載します。

また、実施する事業の内容に応じた有効な手段を使って公表します。

10 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 行政は、市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努めなければならない
- (2) 市民参画手続を行った際には、その記録を作成し、公表する

【項目の解説】

行政は、市民参画を実施した場合、ただ単に市民参画を実施したというだけでなく、市民参画の結果を、市民に公表するとともに、有効な意見を市政に反映させていく必要があります。

また、参画の実施結果を誰もが閲覧できるようにしておくことにより、合意形成の過程が明らかにされていくものと考えます。

11 附属機関等

- (1) 行政が附属機関等の委員を公募する際は、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表する
- (2) 行政が附属機関等の委員を選任したときは、委員等の氏名、選任の区分及び任期を公表する
- (3) 附属機関等の委員の選任基準については別に定める

【項目の解説】

附属機関等の委員となって、附属機関等の会議で意見を述べることも市民参画の方法の一つです。そのため、北本市自治基本条例第19条には、附属機関等の委員の一部を公募の委員にするよう務めるという規定を設け、行政の義務としています。

また、北本市では「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、附属機関の委員を選任する際の一定の基準を示しています。

北本市自治基本条例第19条に規定する内容を市民参画推進条例に反映させ、「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を当条例の下に規定するものとして整理しました。

12 市民説明会

- (1) 行政は、事業等の内容を市民に周知するとともに、複数の市民の意見を収集する必要があるときに市民説明会を開催する
- (2) 行政は、市民説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表しなければならない
 - ア 開催の日時及び場所
 - イ 事業等の案及びこれに関する資料
 - ウ 参加することができる者の範囲
 - エ その他市長等が必要と認める事項

【項目の解説】

市民説明会は、条例等で特に定めのない現在、事業の必要性に応じて随時各課で要領等を定め、実施しています。

この項目は、市民説明会を実施する際の基準等を明らかにするものです。

実施の基準のほか、市民説明会を開催する際に、行政が公表すべき内容等についても規定しました。

13 アンケート

- (1) 市政に係る重要な施策または課題等について、多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要な場合に実施する
- (2) アンケートを実施する際には、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない

【項目の解説】

アンケートについても、現在は実施方法等に関する共通の定めはありません。

北本市では、市民生活及び市政に関する市民の意見や要望を把握し、市政運営の基礎資料を得るため、2年に一度「北本市市民意識調査」を実施しているほか、各事業を実施する際に、必要に応じて、アンケートを実施しています。

このアンケートも、市民が市政に対する意見を述べる機会であることから、市民参画制度のひとつとして整理しました。

14 ワークショップ

- (1) 行政は、市民と行政が議論し、共同作業を行う中で、課題や問題点等の抽出・選択を行い、一定の合意形成を図る必要があるときは、ワークショップを開催する
- (2) ワークショップを開催する場合の事前の公表等については、**12 市民説明会**の(2)を準用する
- (3) ワークショップの規模、参加方法その他ワークショップの運営に関し必要な事項は、対象施策の内容に応じ、市長等がその効果的な運営が行われるよう配慮して定める

【項目の解説】

ワークショップについても、現在は条例等における定めはありませんが、各課において事業を推進する上で、必要に応じて要領等を定め、それに基づいて実施しています。

この項目において、ワークショップを開催する際の基準等を示しました。

また、ワークショップの開催にあたっては、「**12 市民説明会**」の規定を準用することとします。

15 市民政策提案制度

- (1) 市民は、10人以上の連署をもって政策の提案ができる
- (2) 行政は、提案事項の内容を検討し、提案に対する行政の考え方を代表者に通知する
- (3) (1)、(2)の内容を公表する
- (4) 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める

【項目の解説】

市民政策提案制度は、「7 市民参画の方法」に記載する制度が、行政が主体的に市民の参画を求める制度であるのに対し、市民が自ら複数の市民間でその費用や事業実施の効果を協議及び検討し、合意の上で、広く北本市のまちづくりに寄与する事業として行政に企画提案できる制度です。

提案する際の様式や制度に関する詳しい内容については、別に規則で定めることとします。

16 市民登録制度

- (1) 行政は、市政に関心のある市民に対し、インターネットを使用して市民参画の情報を随時提供するため、市民登録制度を実施する
- (2) 行政は、登録した市民に対し、附属機関等の委員の募集をはじめとした市民参画の情報を適宜提供する
- (3) 登録した市民は、モニターとして調査及びアンケートに協力する
- (4) (1)、(2)の内容を公表する

【項目の解説】

市民登録制度は、あらかじめ登録した市民に行政が市民参画の情報を提供する制度です。

また、登録した市民は、モニターとして行政がインターネットを使って実施する調査やアンケートに協力することとします。

市民参画の情報は、「7 市民参画の方法」に規定している制度を実施する際にメールマガジンの形態で配信することを想定しています。

17 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、これを公表する
- (2) 市長は、前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

【項目の解説】

市長は、年度毎の市民参画の予定表を作成し、公表するとともに、翌年度にはその実施状況を公表して、評価に基づいた改善を行うことにより、市民参画を推進していきます。

18 市民参画推進評価機関

北本市自治基本条例第26条に規定する北本市自治基本条例審議会において市民参画の推進状況を審議する

【項目の解説】

市民参画の推進について、北本市自治基本条例第26条に規定する北本市自治基本条例審議会が調査審議することとします。

当審議会が、「17 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表」に基づき、市民参画が適切に推進されているか否かを検証し、市長に対し意見具申することになります。

19 条例の見直し

市長は、社会情勢及び市民参画手続の状況に応じてこの条例の見直しを行う

【項目の解説】

北本市自治基本条例と同様に、条例の見直し規定を設けます。

この条例の運用状況、効果等について検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

20 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

【項目の解説】

市民政策提案制度、市民登録制度等、制度の詳細や様式等については、施行規則で定めます。